

融資制度

こんなとき、こんな条件でご利用できます。

資金の使いみち	主な融資制度	返済期間(以内) (うち元金返済据置期間(以内))
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善		
●農地などの取得 ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金(制度資金は除く) ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備など (認定農業者が法人を設立して取組むための) ●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設、農家民宿、体験型観光農園などの整備 ●施設の稼働に関連する経費	(認定農業者の方)農業経営基盤強化資金(略称:スーパーJ資金) (農業を営む個人、法人など) 経営体育成強化資金 (エコファーマー、6次産業化、地産地消法の認定を受けた方など)農業改良資金 農林漁業施設資金(略称:スーパーW資金)	25年(10年) 25年(3~10年) 12年(3~5年) 10~25年(3~5年)
新たな農業経営の開始		
●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備など	(認定新規就農者の方) 青年等就農資金	17年(5年)
事業再生による農業者の再生・整理承継		
●事業の再生に必要な資金	経営体育成強化資金	25年(3年)
環境保全への取組み、生産基盤の整備や地域振興		
●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備 ●太陽光、地熱利用による発電施設などの整備 ●用水路、排水路、農道の整備 ●は場、牧野の整備 ●農業集落排水施設の整備 ●預託事業に必要な生産家畜の購入	畜産経営環境調和推進資金 農林漁業施設資金(環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設) 農業基盤整備資金 担い手育成農地集積資金	15~20年(3年) 15~20年(3年) 25年(3~10年) 25年(10年)
セーフティネット機能		
●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 ●被災した生産設備の復旧	農林漁業セーフティネット資金 農林漁業施設資金(災害復旧)	10年(3年) 15~25年(3~10年)
ベンチャーなど新規事業育成		
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) ●農産物の生産施設や機械の取得 ●農産物の加工販売施設の整備 ●試験研究施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費	農林漁業施設資金(特別振興事業) 資本性ローン	10~15年(3年) 18年固定(8年固定)
林業融資		
適切な森林整備		
●人工植栽、天然林の改良 ●下刈、間伐などの森林の保育管理 ●造林用機械の取得 ●林道、作業道の開設・改良	林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐) 森林整備活性化資金	15~55年(3~35年) 30年(20年)
林業の担い手の経営改善		
●造林のための土地、林地の取得 ●分収林の取得	林業経営育成資金	20~35年(20~25年)
地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備		
●林産物の処理加工施設の整備 ●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得 ●森林レクリエーション施設の設置	林業構造改善事業推進資金 農林漁業施設資金 中山間地域活性化資金	20年(3年) 15~20年(3年) 15~25年(3~8年)
セーフティネット機能		
●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 ●復旧造林、林道の復旧 ●被災した生産設備の復旧	農林漁業セーフティネット資金 林業基盤整備資金(災害復旧) 農林漁業施設資金(災害復旧)	10年(3年) 20~55年(3~35年) 15~20年(3年)

資金の使いみち		主な融資制度	返済期間(以内) (うち元金返済据置期間(以内))
漁業融資	漁業の担い手の経営改善		
	●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備 ●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁業経営改善支援資金	15年 (3年)
	水産資源の持続的利用への取組み		
	●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年 (3年)
	漁村環境活性化		
	●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年 (3年)
	セーフティネット機能		
加工流通融資	●償還負担を軽減するための漁業負債整理資金	漁業経営安定資金	15~20年(3年)
	●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年 (3年)
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年(3年)
	安全・安心な食品の安定供給への取組み		
	●HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のための施設の整備など ●食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など ●塩の製造施設の整備	食品産業品質管理高度化促進資金 (略称:HACCP資金)	15年 (3年)
		食品安定供給施設整備資金	15年 (3年)
		塩業資金	20年(3年)
原料産地の農林漁業の振興、「農」と「食」の連携	●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品・新技術の研究開発または利用のための製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備	中山間地域活性化資金	15年 (3年)
	●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年 (3年)
	●イワシ、サバなどの水産加工施設の整備など	水産加工資金	15年(3年)
	●米、ミカン、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年 (3年)
	●事業再編に必要な農産物加工施設や流通施設の整備 ●事業再編に必要な配合飼料製造施設の整備 ●株式または持分の取得、出資	農業競争力強化支援資金	20年 (3年)
	農畜水産物の流通システム整備		
	●卸売市場、場内業者施設の整備など ●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備など ●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備	食品流通改善資金	15~25年 (3~5年)
農林水産物及び食品の輸出促進	●輸出事業を実施するために必要な製造過程の管理の高度化のための施設の整備など	食品産業品質管理高度化促進資金 (略称:HACCP資金)	15年 (3年)
	●輸出事業を実施するために必要な農産物加工施設や流通施設の整備 ●海外現地法人への出資や輸出先国の規制に対応するための施設整備にかかるコンサルタント費用など	食品流通改善資金 (食品等流通合理化事業施設)	15年 (3年)

1 融資の限度額について

- 融資対象事業に対し、お客さまが負担する額の30~80%を上限に融資することとしています(一部、例外もあります)。
- 融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

- 利率は金利情勢によって変更することがありますが、融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です(資金によっては融資後10年経過するごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります)。
- 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- なお、最新の金利は日本公庫のホームページ(<https://www.jfc.go.jp/>)でご覧いただけます。

3 加工流通融資の返済期間について

- 中小企業者に対するものは10年超に限ります(ただし、「食品流通改善資金(食品等生産製造提携型施設、食品等生産販売提携型施設)」における農林漁業者に対するものは除きます)。

4 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したもので、詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。